

議会運営委員会日程

令和6年11月20日（水）

午前10時 議会運営委員会室

日程第1 令和6年第4回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 31件

（内訳）

条 例 ----- 18件

事 件 ----- 9件

補正予算 ----- 4件

② 諮問 ----- 5件

③ 報告 ----- 1件

④ 請願・陳情

◇ 閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 0件

文教委員会 ----- 1件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 0件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇ 令和6年第3回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 5件

⑤ 意見書案 ----- 0件

(2) 分割議決議案

① 議案第170号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

② 議案第195号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

③ 議案第197号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算

(3) 追加議案

（12月12日頃提出予定）

① 川崎市市民オンブズマンの選任について

(4) 会議録署名議員（敬称略）

19番 長谷川智一 30番 後藤真左美 41番 原 典之

(5) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序
自民党、みらい、公明党、共産党、川崎・維新

(6) 一般質問

(7) 会期及び会期日程案

1 1月26日（火）から12月19日（木）までの24日間
別紙「令和6年第4回川崎市議会定例会会期日程（案）」参照

日程第2 請願・陳情の取扱いに関する在り方について

日程第3 その他

令和6年第4回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
11/26	火	本 会 議 (第1日)	委 員 会	開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、 分割議案に対する議事(代表質疑、委員会付託)、散会 (分割議案に対する討論発言通告締切日 午後3時)
27	水		議 会 運 営 委 員 会	28日の本会議の運営について
28	木	本 会 議 (第2日)		再開、分割議案に対する委員長報告、討論、採決、散会 (審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
29	金		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
30	土			
12/1	日			
2	月			
3	火			
4	水			
5	木	本 会 議 (第3日)		再開、代表質問(自民党、みらい)、延会
6	金	本 会 議 (第4日)	正 副 委 員 長 会 議	再開、代表質問(公明党、共産党、川崎・維新)、委員会付託(請願・陳情含む)、散会
7	土			
8	日			
9	月		委 員 会	
10	火		委 員 会	(一般質問発言通告締切日 午後1時)
11	水			(討論発言通告締切日 午後3時)
12	木		議 会 運 営 委 員 会	追加議案(人事案件)、13日の本会議の運営、一般質問等について
13	金	本 会 議 (第5日)		再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、その他、散会
14	土			
15	日			
16	月	本 会 議 (第6日)		再開、一般質問、延会
17	火	本 会 議 (第7日)		再開、一般質問、延会 (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
18	水	本 会 議 (第8日)		再開、一般質問、延会
19	木	本 会 議 (第9日)	正 副 委 員 長 会 議	再開、一般質問、請願・陳情、閉会

* 発言の党派順位 自民党、みらい、公明党、共産党、川崎・維新

令和6年第4回川崎市議会定例会
議事日程第1号

令和6年11月26日(火)
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- 議案第168号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第169号 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第170号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第171号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第172号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第173号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第174号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第175号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第176号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第177号 川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第178号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第179号 川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第180号 川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第181号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第182号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第183号 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第184号 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第185号 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第186号 当せん金付証券発売の限度額について
- 議案第187号 川崎市役所第2庁舎解体撤去・広場等整備工事請負契約の変更について
- 議案第188号 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の変更について
- 議案第189号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第190号 川崎市葬祭場の指定管理者の指定について
- 議案第191号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について
- 議案第192号 川崎市緑化センターの指定管理者の指定について
- 議案第193号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について
- 議案第194号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第195号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第196号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第197号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算
- 議案第198号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計補正予算
- 諮問第 1号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について
- 諮問第 2号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について
- 諮問第 3号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について
- 諮問第 4号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について
- 諮問第 5号 政務活動費の返還命令に係る返還金の督促に関する処分に係る審査請求について
- 報告第 23号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

11月26日、本会議（第1日）の諸報告一覧

- 1 議員の派遣の変更
- 2 意見書の処理結果
- 3 川崎市自殺対策の推進に関する条例第11条に基づく令和5年度の自殺対策に係る報告
- 4 例月出納検査の結果報告
- 5 教育委員会委員（坂口緑委員）の紹介並びに市選挙管理委員会委員及び各区選挙管理委員会委員の紹介
- 6 議事説明員への出席要求

議員の派遣の変更（令和6年9月12日議決分）

令和6年度川崎市議会議員海外視察

【アジア視察団】

	変 更 後	変 更 前
派遣目的	同 右	海外における行政事情その他市政に関する必要事項の視察調査を行うことにより、時代に即応した国際的な知識を涵養し、経験を蓄積することを通して、市政の課題の解決に資するとともに、市民生活及び市政の発展に寄与することを目的とする。
派遣場所	同 右	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール ・ベトナム ・中国
派遣期間	同 右	令和6年10月20日（日）～令和6年10月28日（月）
主要調査項目	同 右	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業施策（シンガポール） ・環境・エネルギー施策（シンガポール） ・教育・医療・スポーツの充実を通じた経済支援（ベトナム） ・経済産業施策（ベトナム） ・経済産業施策（中国） ・環境・エネルギー施策（中国）
派遣議員	雨笠裕治議員 青木功雄議員 野田雅之議員 末永 直議員 矢沢孝雄議員 山田瑛理議員 嶋田和明議員 高橋美里議員 田倉俊輔議員 高戸友子議員	雨笠裕治議員 青木功雄議員 嶋崎嘉夫議員 野田雅之議員 末永 直議員 矢沢孝雄議員 山田瑛理議員 嶋田和明議員 高橋美里議員 田倉俊輔議員 高戸友子議員

令和6年第4回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和6年11月26日

付託委員会	案 件
総務委員会 (2)	議案第170号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第195号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
健康福祉委員会 (1)	議案第197号 令和6年度川崎市病院事業会計補正予算

議場内理事者席(本会議)R06.11.28

交 通 局 長	消 防 局 長		上 下 水 道 事 業 理 事 者	病 院 事 業 管 理 者	教 育 局 長
------------------	------------------	--	---	---------------------------------	------------------

市 長	加 藤 副 市 長	藤 倉 副 市 長	三 田 村 副 市 長
--------	-----------------------	-----------------------	----------------------------

人 事 委 務 局 員 長 会	監 査 事 務 局 長	選 挙 事 務 管 理 委 員 會		病 院 局 長	教 育 次 長
--------------------------------------	----------------------------	---	--	------------------	------------------

総 務 企 画 局 長	財 政 局 長				
----------------------------	------------------	--	--	--	--

--	--	--	--

演
壇

--	--	--	--	--	--

議
長

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

請願・陳情のオンライン手続に関する検討について

1 地方自治法の改正

地方議会に係る手続のオンライン化を可能とする規定を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第39号。以下、「改正法」とする。）が令和5年4月26日に参議院本会議で可決され、オンライン化に係る規定は、令和6年4月1日で施行されることとなった。このことにより、各議会の判断で、請願のオンライン提出が可能となった。

地方自治法（抜粋）

第6章 議会

〔請願書〕

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

◎令和5年5月4日公布（令和6年4月1日施行） 一部改正

第138条の2 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第100条第15項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第123条第4項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第99条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

2 本市議会における請願・陳情の手続

(1) 現状

請願書・陳情書とも議会局へ持参又は郵送での提出としている。

川崎市議会会議規則（抜粋）

第9章 請願

（請願書の記載事項等）

第90条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

4 （略）

（請願の委員会付託）

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（陳情書の処理）

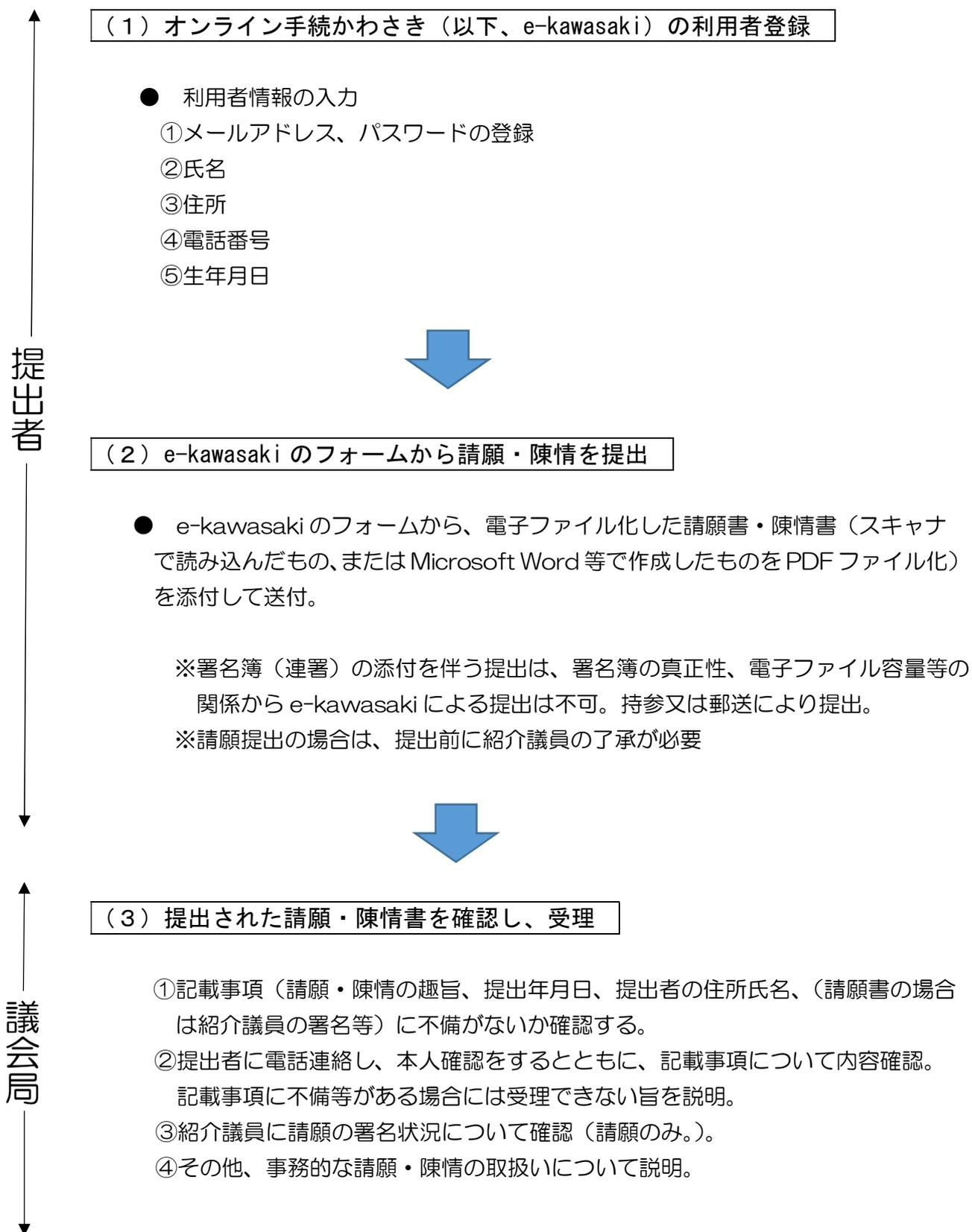
第96条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(2) 検討

改正法を踏まえ、現状の窓口または郵送での受付に加え、オンラインにより受付を行うか検討が必要。

→オンラインにより受付を行う場合は、規則、手引き等の改正が必要。

3 オンライン手続かわさきにおける請願・陳情の提出手続の流れ（案）



4 政令指定都市におけるオンライン請願・陳情の実施状況

(令和6年11月現在)

実施状況		都市名 (開始年月)	使用システム
実施済 (請願・陳情)	3市	札幌市 (令和6年7月)	電子申請システム
		京都市 (令和6年4月)	電子申請システム
		広島市 (令和6年4月)	電子申請システム
実施済 (陳情のみ)	1市	横浜市 (令和6年4月)	電子申請システム
検討中	16市	仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 北九州市 福岡市 熊本市	

○政令指定都市における陳情審査の取扱い一覧

都市名	陳情審査の有無	通常の取扱い	例外の取扱い	オンライン提出の実施
札幌市	—	陳情書の写しを各会派に配布し、各会派において委員会付託が必要と判断する陳情については、会派間協議を行い、付託が必要と確認された場合、付託及び審査を行う。	【委員会付託しないもの】 ・公共性が低い、事実関係の確認が難しい等、審査の実効性が乏しいもの	実施済 (請願・陳情)
仙台市	×	委員会で審査しない (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)		
さいたま市	×	委員会で審査しない (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		
千葉市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・市外から郵送・提出されたもの(近隣市等の住民から提出・郵送された陳情で、願意が本市に関わる内容であると議長が認めたものを除く。) ・委員会付託になじまないと議長が認めたもの	
横浜市	△	委員会で審査しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求める。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書の提出や決議)を求めるもの 【委員会で審査せず、当局への回答も求めないもの】 ・法令等又は公序良俗に反する行為を求めるもの ・特定の個人の私生活についての秘密が明らかとなるおそれがあるもの ・特定の個人、団体等の名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがあるもの ・係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの ・市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの ・市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの ・採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認めるもの ・その他議長が適当でないと認めるもの	実施済 (陳情)
相模原市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・市外からの郵送による陳情は、参考資料として写しを全議員に配付するのみ	
新潟市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの(議会運営委員会への報告にとどめる。) ※議会意思の決定した同趣旨の陳情は、その都度議運で付託するかどうか協議する。 ※個人、団体等を誹謗、中傷し、名誉を毀損または信用を失墜させるおそれがある陳情は、議運開会前日までに議運の議題とするかどうか、その都度協議する。	
静岡市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でないと判断されたもの ・1年以内に提出されたものと趣旨の陳情(議会への要望書として取り扱う。)	
浜松市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・委員会付託することが適当でないと判断されたもの (各会派へ写しを送付する。)	
名古屋市	—	※原則として委員会に送付されるが、審査については委員会の判断による。 (受理した陳情書でその内容が請願に適合するものは、委員会送付し、委員会が必要と認めるときは審査する)	【内容が請願に適合しない陳情書その他のものとして、委員会に送付しないもの】 ・陳情の内容が明らかに事実無根であるもの ・陳情の内容が不正行為を指摘している場合に、不正行為の内容が具体的でないもの又は不正行為の内容が具体的であるときは、関係当局から疎明を受け、その結果事実無根であることが明らかになったもの ・陳情の内容が個人を誹謗若しくは中傷し、又はプライバシーを侵すもの ・同一人から同一内容の陳情が提出された場合で、既にその陳情の内容が実現されているもの ・陳情の内容が単なる事実の報告又は苦情であるものなど、その性質上委員会における審査になじまないもの	
京都市	◎	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。)		実施済 (請願・陳情)
大阪市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・提出者の住所が市外で郵送によるもの ・違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・公益上の必要がなく、個人の秘密を暴露するもの ・著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのものの名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの ・訴訟係属中の裁判に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・願意が明確に記載されていないもの ・その他議長が委員会審査になじまないと認めたもの	
堺市	○	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いとしている。)	【委員会付託しないもの】 ・決議要請を内容とする陳情については、委員会で審査は行わない	
神戸市	○	委員会へ送付し審査する	【委員会付託しないもの】 ・本市に住所を有しない者の郵便又はこれに類する方法により提出されたもの(要望書として取り扱う。) ・請願・陳情チェックシートの基準を満たさないもの(①個人情報保護、②情報公開請求の非公開事由、③名誉毀損、④プライバシー侵害への該当性、⑤その他の事項(裁判所の判決が出ている等の公開の場で審査することがふさわしくないもの)の5項目全てにチェックができなければ、請願・陳情として受理することができない。)	
岡山市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しない陳情】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・個人名もしくは個人名を容易に推測できる役職名等があり、個人を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの ・次に掲げるもの以外から送付された陳情 * 市内に住所を有する者 * 市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 * 市内の事務所又は事業所に勤務する者 * 市内の学校に在学する者 (関係委員会に写しを配付する。)	
広島市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めるもの ・議会に直接関係する内容のもの ・委員会付託の希望がないもの ※ただし、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、特例措置を設け、郵送により提出された陳情を委員会に付託することができるものとしている。	実施済 (請願・陳情)
北九州市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 (1) 趣旨が明らかでないもの (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの (6) 市の公益に関する内容と認められないもの (7) その他議会の審議に付すことが適当でないと認められるもの	
福岡市	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
熊本市	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
川崎市	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 1 基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの 2 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの 3 著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの 4 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの 5 市の事務に関係しない事項を願意とするもの(ただし、意見書提出を願意とするものは除く。) 6 採択、不採択等の議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの(※) 7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの 8 趣旨、理由等が明確に記載されていないもの 9 提出者が県外のもの 10 前各号のほか、委員会付託になじまないと議長が認めたもの (※) 注釈「その後、特段の状況の変化がないもの」 1 議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない。 2 年月の経過も一つの状況の変化ととらえることができるものとする。ただし、予算に関するものにあつては議決のあった年度内、制度等に関するものにあつては議決後概ね1年を経過するまでの間に提出のあったものは除く。	

◎…すべて委員会付託する

○…原則として委員会付託し審査するが、例外的に審査しない場合あり

△…原則として委員会付託し審査しないが、例外的に審査する場合あり

×…すべて委員会付託しない

※太字は、本市に規定の無い他都市における例外の取扱い。